

第3章 わたしたちの市税

個人の市民税

個人の市民税は、一般に個人の県民税とあわせて**市県民税**と呼ばれ、一定の額を負担していただく**均等割**と、前年の所得に応じて負担していただく**所得割**があります。また、個人の県民税は県税ですが、個人の市民税と同じ仕組みで課税されるため、効率と納税の便宜を考慮し、個人の市民税とあわせて課税・徴収されます。

令和6年度から、個人の市県民税の均等割とあわせて、国税である森林環境税（P6）の課税・徴収が開始されました。

◆ 個人の市県民税・森林環境税を納める人（納税義務者）

毎年1月1日（賦課期日）現在、次の表にあてはまる人

納 税 義 務 者	納 め る 税 金		
	市 県 民 税		森林環境税
	均等割	所得割	
市内に住所がある人	○	○	○
市内に事務所・事業所または家屋敷がある人で市内に住所がない人	○		

ただし、次の要件に該当する人は、市県民税や森林環境税はかかりません。

市県民税・森林環境税がかからない人

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- 障害者、未成年者、ひとり親または寡婦に該当する人で、前年の**合計所得金額**が135万円以下の人
- 前年の**合計所得金額**が次の計算式で求めた金額以下の人

同一生計配偶者または扶養親族がある場合	$35\text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族}^{\ast}) \text{の数} + 31\text{万円}$
上記以外	45万円

市県民税の所得割だけがかからない人

前年の**総所得金額等**が次の計算式で求めた金額以下の人

同一生計配偶者または扶養親族がある場合	$35\text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族}^{\ast}) \text{の数} + 42\text{万円}$
上記以外	45万円

- ※ 扶養親族には、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族も含めます。
配偶者以外の親族で、生計を一にし、前年の合計所得金額が58万円以下の人をいいます。

合計所得金額：分離して課税される所得金額も含んだ所得金額の合計額で、純損失・雑損失を繰越控除する前の金額です。

総所得金額等：合計所得金額から、純損失・雑損失などの繰越控除を適用した後の金額です。

◆ 税額の計算方法

市県民税・森林環境税は前年の所得を基準として計算されます。たとえば、令和8年度は、令和7年（令和7年1月1日～令和7年12月31日）の所得金額が基礎となります。

$$\text{年税額} = \text{均等割額} + \text{所得割額} + \text{森林環境税}$$

税 率

市民税均等割	県民税均等割	森林環境税	税額の合計
3,000円	1,800円	1,000円	5,800円

市民税所得割	県民税所得割	計
6%	4%	10%

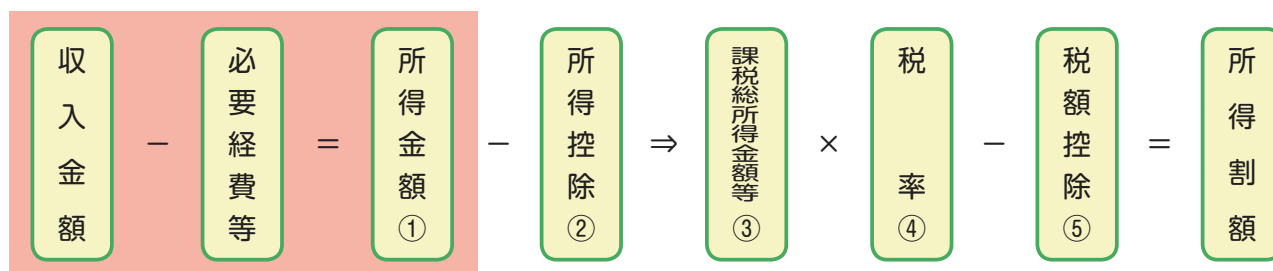
均等割額

伊丹市および兵庫県が提供する行政サービスとそれを享受する住民との応益関係から、広く均等に負担を求めるもので、税率については一律の金額となっています。

県民税の内、800円は県民緑税です。「緑」の保全・再生を社会的に支える仕組みとして、平成18年度から加算されています。

所得割額

所得割額（100円未満切捨て）は、次の順序で計算します。



- ① 所得金額：収入金額から必要経費や給与所得控除額などを差し引いた金額 【P18・19】
- ② 所得控除：個人的な事情を考慮するため、所得金額から差し引く金額 【P20～24】
- ③ 課税総所得金額等：税額を算出するうえで基準となる金額（1,000円未満切捨て）
- ④ 税率：一律10%（市民税6%・県民税4%）
*分離課税の税率は、個別に定められています。【P29～31】
- ⑤ 税額控除：課税総所得金額等に税率を乗じて算出した額から、一定の金額を控除するもの 【P25～28】

森林環境税（国税）

詳しくはP6をご覧ください。

◆ 所得の種類と算出方法

所得の種類ごとに、1年間の収入金額から必要経費等の金額を差し引いて所得金額を算出します。

$$\text{所得金額} = \text{収入金額} - \text{必要経費等の金額}$$

所得の種類		所得金額の算出方法
事業所得	小売業・農業・サービス業 その他の事業から生じる所得	収入金額－必要経費
不動産所得	地代・家賃・権利金など	収入金額－必要経費
利子所得	公社債や預貯金などの利子	収入金額
配当所得	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
給与所得 (※1)	給料・賃金・賞与など	収入金額－給与所得控除額
雑所得 (※2)	国民年金・厚生年金・共済年金などの公的年金等、原稿料など他の所得にあてはまらない所得	次の①と②の合計額 ① 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 ② 公的年金等以外の収入金額－必要経費
譲渡所得	土地・建物などの資産を売った場合の所得	収入金額－資産の取得価額などの経費－特別控除額
一時所得	懸賞当選金品や生命保険の満期払戻金など	(収入金額－必要経費－特別控除額) × 1 / 2
山林所得	山林の伐採または譲渡による所得	収入金額－必要経費－特別控除額
退職所得	退職金・一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額) × 1 / 2

(※1) 給与所得の金額は、P19上段の「給与所得の求め方」により、算出することができます。

(※2) 公的年金等に係る雑所得の金額は、P19下段の「公的年金等に係る雑所得の求め方」により、算出することができます。

非課税所得

次の所得は非課税所得とされ、市県民税・森林環境税の課税の対象になりません。

- 障害年金、遺族年金
- 児童手当、児童扶養手当
- 損害保険金、損害賠償金、慰謝料
- 雇用保険の失業給付 など

給与所得の求め方（令和8年度課税）

給与の収入金額	端数整理額	給与所得の金額
1円 ～ 650,999円		0円
651,000円 ～ 1,899,999円		収入金額－650,000円
1,900,000円 ～ 3,599,999円	収入金額÷4,000円＝A（小数点以下切捨て） 4,000円×（A）＝端数整理額	端数整理額×70%－80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円		端数整理額×80%－440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円		収入金額×90%－1,100,000円
8,500,000円以上		収入金額×90%－1,950,000円

給与所得者の特定支出の控除の特例

給与所得者が、転任に伴う転居費の支出、職務に直接必要な資格取得のための支出などの合計額が、給与所得控除額の2分の1を超える場合は、申告により超えた部分の金額を給与所得控除後の給与等の金額から控除することができます。

公的年金等に係る雑所得の求め方

（公的年金に係る雑所得以外の所得金額が1,000万円以下）

年齢	令和7年中の公的年金等の収入金額の合計（B）	公的年金等雑所得金額（C）
65歳以上の人 (昭和36年1月1日以前に 生まれた人)	1,100,000円 以下	0円
	1,100,001円 ～ 3,299,999円	(B)－1,100,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	(B)×75%－275,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	(B)×85%－685,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	(B)×95%－1,455,000円
	10,000,000円 以上	(B)－1,955,000円
65歳未満の人 (昭和36年1月2日以後に 生まれた人)	600,000円 以下	0円
	600,001円 ～ 1,299,999円	(B)－600,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	(B)×75%－275,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	(B)×85%－685,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	(B)×95%－1,455,000円
	10,000,000円 以上	(B)－1,955,000円

※公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合は（C）に10万円を加算、2,000万円を超える場合には（C）に20万円を加算します。

所得金額調整控除

①令和7年の給与収入金額が850万円を超える人で、次のイ～ハのいずれかに該当する人は、以下の計算式から得た金額を給与所得金額から控除します。

イ 本人が特別障害者に該当する人

ロ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する人

ハ 年齢23歳未満の扶養親族を有する人

〔計算式〕{給与等の収入金額（1,000万円超の場合は1,000万円）－850万円}×10%＝給与所得金額から控除する額

②給与所得と年金等所得の両方を有する人については、給与所得（10万円を超える場合には10万円）と年金等所得（10万円を超える場合には10万円）の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得金額から控除します。

◆ 所得控除（令和8年度課税）

前年の12月31日の現況における納税義務者の実情に応じて、所得金額から控除します。

種 類	控除要件および控除額																				
雑 損 控 除	【要 件】 前年中に本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する住宅や家財などについて災害等により損失を受けた場合 【控除額】 (損失金額－保険金等で補てんされる金額)＝Aとして 次の①または②のいずれか多い額 ① A－(総所得金額等×10%) ② (Aのうち災害関連支出の金額)－5万円																				
医 療 費 控 除 (※1)	① 通常の医療費控除 【要 件】 前年中に本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合 【控除額】 (支払った医療費－保険金等で補てんされた金額)－(総所得金額等×5%または10万円のいずれか少ない金額) (限度額200万円) ② セルフメディケーション税制による医療費控除の特例 【要 件】 前年中に本人が健康診断等を受け、本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族のスイッチOTC医薬品購入費を支払った場合 【控除額】 (スイッチOTC医薬品購入費－保険金等で補てんされた金額－12,000円) (限度額88,000円)																				
社 会 保 険 料 控 除	【要 件】 前年中に本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料(健康保険料・国民健康保険税(料)・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料など)を支払った場合 (※2) 【控除額】 支払った額																				
小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除	【要 件】 前年中に本人が契約等をしている小規模企業共済等掛金、確定拠出年金または心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合 【控除額】 支払った額																				
生 命 保 険 料 控 除	【要 件】 前年中に本人または配偶者その他の親族を保険金の受取人とする旨の生命保険契約等の保険料を支払った場合 【控除額】 生命保険・個人年金保険・介護医療保険契約等のそれぞれの保険料について、下表の計算により求めた額の合計額 (限度額70,000円) ① 平成23年12月31日以前に契約締結したもの(旧契約) <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td><td>支払保険料の全額</td></tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td><td>支払保険料×1/2+7,500円</td></tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td><td>支払保険料×1/4+17,500円</td></tr> <tr> <td>70,000円超</td><td>35,000円</td></tr> </tbody> </table> ② 平成24年1月1日以後に契約締結したもの(新契約) <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td><td>支払保険料の全額</td></tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td><td>支払保険料×1/2+6,000円</td></tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td><td>支払保険料×1/4+14,000円</td></tr> <tr> <td>56,000円超</td><td>28,000円</td></tr> </tbody> </table> ③ 旧契約・新契約両方の保険料を支払った場合 ①または①と②の合計額 (限度額28,000円) のいずれか多い額	支払保険料	控除額	15,000円以下	支払保険料の全額	15,000円超 40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円	40,000円超 70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円	70,000円超	35,000円	支払保険料	控除額	12,000円以下	支払保険料の全額	12,000円超 32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円	32,000円超 56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円	56,000円超	28,000円
支払保険料	控除額																				
15,000円以下	支払保険料の全額																				
15,000円超 40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円																				
40,000円超 70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円																				
70,000円超	35,000円																				
支払保険料	控除額																				
12,000円以下	支払保険料の全額																				
12,000円超 32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円																				
32,000円超 56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円																				
56,000円超	28,000円																				

種 類	控除要件および控除額														
地震保険料控除	【要 件】 前年中に地震保険料や旧長期損害保険料（平成18年12月31日以前に契約したもの）を支払った場合 【控除額】 地震保険料・旧長期損害保険料のそれぞれの保険料について、下表の計算により求めた額 ① 地震保険料のみを支払った場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td><td>支払保険料×1/2</td></tr> <tr> <td>50,000円超</td><td>25,000円</td></tr> </tbody> </table> ② 旧長期損害保険料（平成18年12月31日以前に契約した長期損害保険契約等）のみを支払った場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td><td>支払保険料の全額</td></tr> <tr> <td>5,000円超 15,000円以下</td><td>支払保険料×1/2+2,500円</td></tr> <tr> <td>15,000円超</td><td>10,000円</td></tr> </tbody> </table> ③ 地震保険料・旧長期損害保険料の両方の保険料を支払った場合 ①と②の合計額（限度額25,000円）	支払保険料	控除額	50,000円以下	支払保険料×1/2	50,000円超	25,000円	支払保険料	控除額	5,000円以下	支払保険料の全額	5,000円超 15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円	15,000円超	10,000円
支払保険料	控除額														
50,000円以下	支払保険料×1/2														
50,000円超	25,000円														
支払保険料	控除額														
5,000円以下	支払保険料の全額														
5,000円超 15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円														
15,000円超	10,000円														
ひとり親控除	【要 件】 次の①～③の全てに該当する人 ① 現に婚姻をしていない（※3）、または配偶者の生死が不明である。 ② 扶養親族である子を有している。 ③ 前年の合計所得金額が500万円以下である。 【控除額】 30万円														
寡婦控除	【要 件】 ひとり親に非該当かつ前年の合計所得金額が500万円以下の人で次のいずれかに該当する人 ① 夫と離婚した後、婚姻をしておらず（※3）、子以外の扶養親族を有している ② 夫と死別した後、婚姻をしていない（※3）、または夫の生死が不明である 【控除額】 26万円														
勤労学生控除	【要 件】 本人が勤労学生で前年の合計所得金額が85万円以下で、かつ、自己の勤労に基づかない所得金額が10万円以下の人 【控除額】 26万円														

（※1） 通常の医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費控除の特例は選択適用です。

（※2） 生計を一にする配偶者等の親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれている介護保険料・後期高齢者医療保険料は、本人の控除の対象にはなりません。

（※3） 住民票の記載で、事実上、婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる場合を除きます。

種 類	控除要件および控除額																												
障害者控除	【要 件】 本人、同一生計配偶者（※4）または扶養親族が障害者や特別障害者である場合 【控除額】 <table><tr><th rowspan="2">障害者の区分</th><th colspan="4">対象者</th><th rowspan="2">控除額</th></tr><tr><th>身体障害者手帳</th><th>精神障害者保健福祉手帳</th><th>療育手帳</th><th>障害者控除対象者認定書※</th></tr><tr><td>① 一般の障害者</td><td>3級～6級</td><td>2級・3級</td><td>B1・B2</td><td>要支援1・2 要介護1～3</td><td>26万円</td></tr><tr><td>② 特別障害者</td><td>1級・2級</td><td>1級</td><td>A</td><td>要介護4・5</td><td>30万円</td></tr><tr><td>③ 同居特別障害者</td><td colspan="4">同一生計配偶者または扶養親族で、特別障害者に該当し、本人、配偶者または本人と生計を一にする親族のいずれかとの同居を常としている人</td><td>53万円</td></tr></table> ※ 介護認定を申請し、要介護または要支援と認定された65歳以上の人の場合、市役所（地域・高年福祉課）で「障害者控除対象者認定書」の交付を受けていただくと、障害者控除の適用対象となります。ただし、前年の12月31日までに要支援または要介護と認定される必要があります。 ※ 介護保険制度の日常生活支援総合事業の基本チェックリストを受けて、「介護予防・生活支援サービス事業対象者（総合事業対象者）」と判定された人は、市県民税の障害者控除の適用対象外です。	障害者の区分	対象者				控除額	身体障害者手帳	精神障害者保健福祉手帳	療育手帳	障害者控除対象者認定書※	① 一般の障害者	3級～6級	2級・3級	B1・B2	要支援1・2 要介護1～3	26万円	② 特別障害者	1級・2級	1級	A	要介護4・5	30万円	③ 同居特別障害者	同一生計配偶者または扶養親族で、特別障害者に該当し、本人、配偶者または本人と生計を一にする親族のいずれかとの同居を常としている人				53万円
障害者の区分	対象者				控除額																								
	身体障害者手帳	精神障害者保健福祉手帳	療育手帳	障害者控除対象者認定書※																									
① 一般の障害者	3級～6級	2級・3級	B1・B2	要支援1・2 要介護1～3	26万円																								
② 特別障害者	1級・2級	1級	A	要介護4・5	30万円																								
③ 同居特別障害者	同一生計配偶者または扶養親族で、特別障害者に該当し、本人、配偶者または本人と生計を一にする親族のいずれかとの同居を常としている人				53万円																								
配偶者控除	【要 件】 本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、同一生計配偶者（※4）を有する場合 【控除額】 <table><tr><th>配偶者の区分</th><th>本人の前年の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td rowspan="4">控 除 対 象 配 偶 者 （※5）</td><td>900万円以下</td><td>33万円</td></tr><tr><td>900万円超 950万円以下</td><td>22万円</td></tr><tr><td>950万円超 1,000万円以下</td><td>11万円</td></tr><tr><td>1,000万円超</td><td>控除適用なし</td></tr><tr><td rowspan="4">老人控除対象 配 偶 者 （※6）</td><td>900万円以下</td><td>38万円</td></tr><tr><td>900万円超 950万円以下</td><td>26万円</td></tr><tr><td>950万円超 1,000万円以下</td><td>13万円</td></tr><tr><td>1,000万円超</td><td>控除適用なし</td></tr></table>	配偶者の区分	本人の前年の合計所得金額	控除額	控 除 対 象 配 偶 者 （※5）	900万円以下	33万円	900万円超 950万円以下	22万円	950万円超 1,000万円以下	11万円	1,000万円超	控除適用なし	老人控除対象 配 偶 者 （※6）	900万円以下	38万円	900万円超 950万円以下	26万円	950万円超 1,000万円以下	13万円	1,000万円超	控除適用なし							
配偶者の区分	本人の前年の合計所得金額	控除額																											
控 除 対 象 配 偶 者 （※5）	900万円以下	33万円																											
	900万円超 950万円以下	22万円																											
	950万円超 1,000万円以下	11万円																											
	1,000万円超	控除適用なし																											
老人控除対象 配 偶 者 （※6）	900万円以下	38万円																											
	900万円超 950万円以下	26万円																											
	950万円超 1,000万円以下	13万円																											
	1,000万円超	控除適用なし																											

（※4） 同一生計配偶者… 本人と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が58万円以下の人

（※5） 控除対象配偶者… 同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者の配偶者

（※6） 老人控除対象配偶者… 控除対象配偶者のうち、70歳以上の人

種 類	控除要件および控除額					
配 偶 者 特 別 控 除	【要 件】 本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が58万円超、133万円以下の場合					
	【控除額】					
	配偶者の前年の 合計所得金額		本人の前年の合計所得金額			控除適用 な し
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
	58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円		
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円		
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円		
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円		
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円		
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円		
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円			
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円			
扶 養 控 除	【要 件】 生計を一にする扶養親族の前年の合計所得金額が58万円以下の場合					
	【控除額】					
特 定 親 族 特 別 控 除	① 一般の控除対象扶養親族(16歳以上19歳未満・23歳以上70歳未満)… 33万円					
	② 特定扶養親族(19歳以上23歳未満) …………… 45万円					
	③ 老人扶養親族(70歳以上) (④以外) …………… 38万円					
	④ 同居老親等扶養親族(老人扶養親族のうち、本人または配偶者の直系尊属で、本人または配偶者との同居を常としている人) …… 45万円					
	【要 件】 生計を一にする親族等(19歳以上23歳未満)の前年の合計所得金額が58万円超、123万円以下の場合					
	【控除額】					
	生計を一にする親族等(19歳以上23歳未満)の合計所得金額		控除額			
	58万円超 95万円以下		45万円			
	95万円超 100万円以下		41万円			
	100万円超 105万円以下		31万円			
基 礎 控 除	105万円超 110万円以下 21万円					
	110万円超 115万円以下 11万円					
	115万円超 120万円以下 6万円					
	120万円超 123万円以下 3万円					
	【要 件】 合計所得金額が2,500万円以下の場合					
	【控除額】					
	合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超	
	基礎控除額	43万円	29万円	15万円	控除適用なし	

○ 国外居住親族に係る扶養控除等の書類の添付について

市県民税の申告において、日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける納税義務者は、次の(1)および(2)の書類(外国語表記の場合は、和訳文を含みます。)の添付が必要です。

(1) 納税義務者の親族であることが確認できる書類(次のAまたはB)

A 戸籍の附票の写しおよび旅券(パスポート)の写し

B 出生証明書、婚姻証明書等の外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類(国外居住親族の氏名・生年月日・住所または居所の記載があるものに限りします。)

(2) 納税義務者が親族の生活費等に充てるための支払を行ったことが確認できる書類(次のAまたはB)

A 送金依頼書等(金融機関が行う為替取引によって、納税義務者から国外居住親族それぞれに支払をしたことを明らかにする金融機関の書類またはその写し。扶養親族が複数いる場合は、その全員分の書類が必要となります。)

B クレジットカードの利用明細書(利用明細書に記載されている金額に相当する額を国外居住親族が納税義務者から受領し、または受領することとなることを明らかにするクレジットカード関係会社の書類またはその写し)

		確認書類
30歳未満または70歳以上		親族関係書類 送金関係書類
30歳以上70歳未満	①留学により国内に住所および居所を有しなくなったもの	親族関係書類および留学ビザ等書類 送金関係書類
	②障害者	親族関係書類 送金関係書類
	③その居住者からその年において生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者	親族関係書類 38万円送金書類
	(上記①～③以外の者)	(扶養控除の対象外)

○ Tax Exemption for Dependents Living Overseas

If you wish to claim tax exemption for dependents living overseas, you must submit the following two pieces of evidence (including a Japanese translation if the documents are in a foreign language) with your prefectural/ municipal inhabitant tax return form.

- Official documentation showing your relation to the dependent. This can be:
 - A copy of the family register issued by the Japanese government, along with a copy of the passport of the overseas dependent.

OR

 - Birth certificate, marriage certificate, or other official documentation issued by an overseas national or regional government showing the name, date of birth, and address of the overseas dependent.
- Documentation showing that you paid for the living expenses of the dependent. This can be:
 - A remittance request or other document issued by a financial institution, or copy thereof (must show that you transferred funds to the overseas dependent through an exchange transaction executed by the financial institution. If you are supporting multiple dependents, you must show that you transferred funds to each individual).

OR

 - A credit card statement in the name of the overseas dependent, or copy thereof (must show that the overseas dependent received funds equivalent to the cost of purchases made with the card, or is to receive funds).

		Confirmation Documents
Under 30 years old or over 70 years old		Proof of Family Relationship Remittance documents
Over 30 years old and under 70 years old	①Those who no longer have an address or residence in Japan due to studying abroad	Proof of Family Relationship Student visa documents, etc. Remittance documents
	②Persons with disabilities	Proof of Family Relationship Remittance documents
	③A person who has received payments of 380,000 yen or more from the resident to cover living expenses or educational expenses in that year.	Proof of Family Relationship 380,000 yen remittance document
	(Persons other than ① to ③ above)	(Not subject to dependent deduction)

◆ 税額控除

算出された所得割額から控除します。

① 調整控除

市県民税と所得税では、配偶者控除や扶養控除などの人的控除の額に差があるため、同じ収入金額でも、市県民税の課税総所得金額等は、所得税よりも多くなってしまいます。税負担が税源移譲前と後で変わらないように調整するために、納税義務者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、人的控除の適用状況に応じて次の計算で求めた金額を所得割額から控除します。

市県民税の課税総所得金額等が200万円以下の人

次の①または②のいずれか少ない額 × 5 %（市民税 3 % ・ 県民税 2 %）

- ① 人的控除額の差 ※ の合計額
- ② 市県民税の課税総所得金額等

市県民税の課税総所得金額等が200万円超の人

{人的控除額の差 ※ の合計額 - (市県民税の課税総所得金額等の合計額 - 200万円)} × 5 %（市民税 3 % ・ 県民税 2 %）または2,500円（市民税1,500円 ・ 県民税1,000円）のいずれか多い額

※ 人的控除額の差は、次の表のとおりです。

控除の種類			金額	控除の種類		金額			
基礎控除			5万円	扶養 控除	一般	5万円			
障害者 控 除	普通	1万円	特定		18万円				
	特別	10万円	老人		10万円				
	同居特別	22万円	同居老親等		13万円				
	寡 婦 控 除				1万円	納税者本人の所得金額			
							900万円 以下	900万円超 950万円 以下	950万円超 1,000万円 以下
ひとり親 控 除	父	1万円	控除の種類			金額			
	母	5万円	配偶者 控 除	一般	5万円	4万円	2万円		
勤労学生控除		1万円		老人	10万円	6万円	3万円		

② 配当控除

総合課税を選択した株式の配当等の配当所得があるときは、次の計算式により求めた金額を、所得割額から控除します。

$$\text{配当控除額} = \text{配当所得の金額} \times \text{控除率(下表)}$$

課税総所得金額等 配当の種類		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市 民 税	県 民 税	市 民 税	県 民 税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

③ 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

平成21年から令和7年末までに住宅に入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、次の①または②のいずれか少ない金額を所得割額から控除します（控除割合は、市民税3／5・県民税2／5）。

- ① 前年分の所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額
- ② 前年分の所得税の課税総所得金額等の額に5％を乗じて得た額（上限97,500円）
ただし、令和7年12月以前に居住の用に供した人に限り、前年分の所得税の課税総所得金額等の額＋（所得税の基礎控除額－480,000円）に5％を乗じて得た金額
〔※0円未満の場合は0円とする〕

- ※ 年末調整や確定申告で住宅ローン控除の申告をされた人は、原則として市県民税の申告をする必要はありません。
- ※ ②について、平成26年4月から令和3年末までに住宅に入居し、かつ、消費税率8％または10％で契約した人や令和4年末までに特別特例取得[※]に該当する住宅に入居した人は、前年分の所得税の課税総所得金額等の額に7％を乗じて得た額（上限136,500円）

※ 「特別特例取得」とは、消費税率10％が適用となる住宅の取得等で、注文住宅は令和2年10月から令和3年9月末まで、分譲住宅などは令和2年12月から令和3年11月末までに契約締結されているものをいいます。

④ 寄附金税額控除

前年中に次の寄附金を支出したときは、次の計算式により求めた金額を、所得割額から控除します。

対象となる寄附金	控 除 額
兵庫県共同募金会・日本赤十字社兵庫県支部に対する寄附金	基本控除額 次の①または②のいずれか少ない額×10%（市民税6%・県民税4%） ^{※1} ① 寄附金額－2,000円 ② 総所得金額等×30%－2,000円
^{※5} 兵庫県または伊丹市が条例で定めた団体に対する寄附金	
ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金に対する寄附金	
都道府県・市区町村などに対する寄附金 (ふるさと納税) ^{※2}	基本控除額と特例控除額 ^{※3} の合計額 特例控除額 $(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times (90\% - (5\% \sim 45\%※4) \times 1.021)$ (控除割合は、市民税 3 / 5 ・ 県民税 2 / 5)

- ※1 兵庫県または伊丹市のいずれか一方だけの条例で定められた団体に対する寄附金の基本控除額は、それぞれ4%または6%のいずれかだけに乗じて求めます。
- ※2 ふるさと納税は本来、地方公共団体への寄附金ですが、災害救助法が適用される市町村の区域の被災者のための義援金等の募集を行う募金団体に対して拠出した義援金等については、その義援金等が最終的に義援金配分委員会等に対して拠出されることが募金趣意書等において明らかにされているものであるときは、ふるさと納税の対象となります。
- ※3 特例控除額は、寄附金税額控除前の所得割額の2割が限度です。
- ※4 市県民税の課税総所得金額等から人的控除額の差の合計額（P25）および（所得税の基礎控除額－480,000円）を控除した金額に応じて、割合を適用します。
[※0円未満の場合は0円とする]
- ※5 主な「伊丹市が条例で定めた団体に対する寄附金」は、下表のとおりです。

区 分	要 件
特定公益増進法人に対する寄附金	学校法人等に対する寄附金 ^{※6} ・ 市内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金 ・ 市外に主たる事務所を有する法人のうち、市内に学校等を設置するものに対する寄附金
	公益社団法人・公益財団法人等に対する寄附金 ^{※7} (租税特別措置法第41条の18の3第1項第1号イ・ハ・二に掲げる寄附金に該当するものに限りです。)
	市内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金
認定NPO法人および特例認定NPO法人に対する寄附金	

- ※6 控除を受けるには、所轄庁の発行した特定公益増進法人である旨の証明書（写し）が必要ですので、事前に寄附先の法人にご確認ください。
- ※7 控除を受けるには、所轄庁の発行した租税特別措置法等に定められている要件を満たしている旨の証明書（写し）が必要ですので、事前に寄附先の法人にご確認ください。

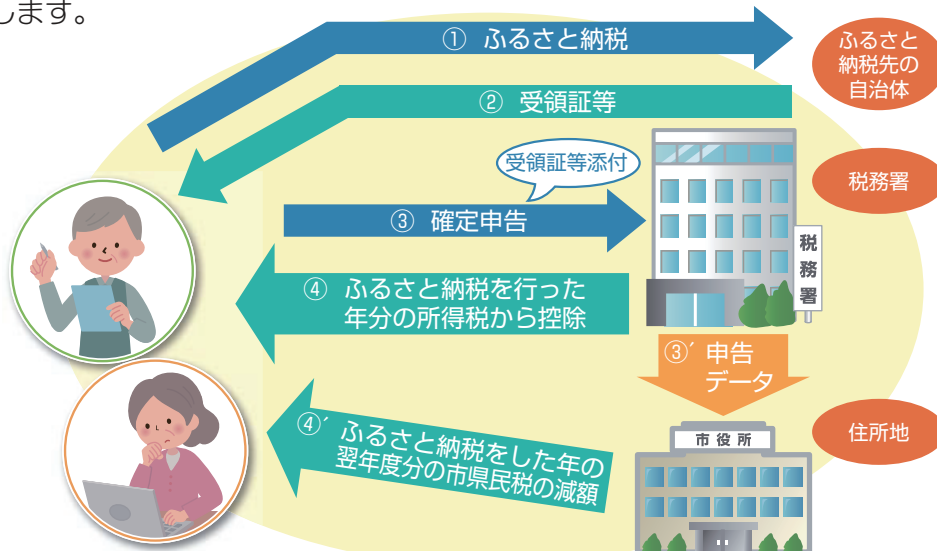
上表の寄附金のほか、財務大臣指定寄附金（所得税法第78条第2項第2号）その他特定公益増進法人（社会福祉法人・更生保護法人のうち、一定の要件を満たすもの等）に対する寄附金についても、税額控除の対象として条例で規定しています。

▶ ふるさと納税（都道府県・市区町村に対する寄附）について寄附金税額控除を受けるために

確定申告を行う場合

ふるさと納税先の団体などから交付された『受領証』、『領収証』、『収納通知書兼領収証書（伊丹市が発行する場合）』などの、ふるさと納税を行ったことを証明できる書類を添付して、税務署に確定申告（確定申告が不要な人は市役所（市民税課）に申告）をしてください。

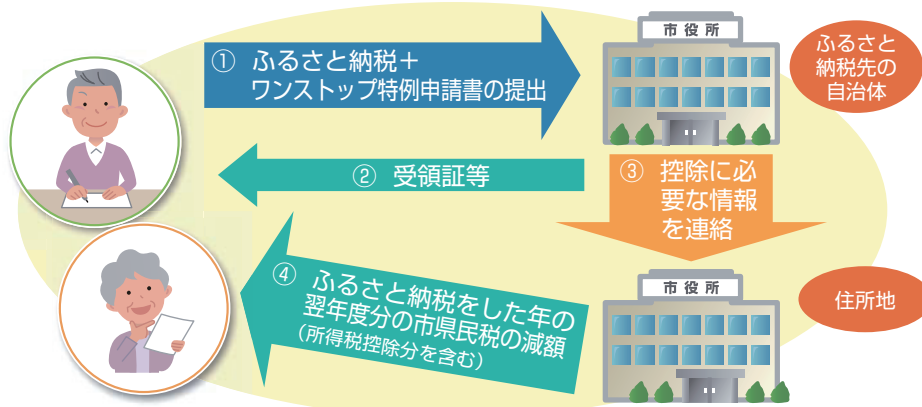
所得税については税金が還付（減額）され、市県民税については、寄附をした年の翌年度の税金を減額します。



ふるさと納税申告特例制度（ワンストップ特例）を利用する場合

ふるさと納税申告特例制度とは、確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わずにふるさと納税の寄附金税額控除を受けられる仕組みです。この特例の申請にはふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、ふるさと納税を行う際に、ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出する必要があります。

寄附をした年の翌年度の市県民税から所得税分を含めて減額します。



⑤ 外国税額控除

外国でその国の所得税などが課税された場合には、一定の方法により、外国税額を所得割額から控除します。

⑥ 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割が特別徴収された場合において、これらに関する事項を申告した場合は、市県民税の所得割額から、特別徴収された税額を下表の割合で控除します。ただし、申告した配当所得・株式等譲渡所得は市県民税の課税対象となります。

市民税	県民税配当割額や県民税株式等譲渡所得割額の5分の3
県民税	県民税配当割額や県民税株式等譲渡所得割額の5分の2



◆ 課税の特例（分離課税）

① 退職所得に係る課税の特例

退職所得は、他の所得と分離して課税します。退職手当等の支払者が税額を計算し、その退職手当等の支払の際、市県民税が特別徴収されるため、原則として申告の必要はありません。

税額の計算方法は次のとおりです。

$$\text{税 額} = \left(\text{課税退職所得金額} \right) \times \frac{1}{2} \times \text{税 率}$$

(退職金の支払額 - 退職所得控除額)

税 率	市民税	県民税
	6 %	4 %

※ 課税退職所得金額は1,000円未満の端数を切捨て。

※ 役員等で、勤続年数が5年以下である人が受け取る退職手当等については、上記計算式の1/2計算の適用はありません。

※ 役員等以外で、勤続年数が5年以下である人が受け取る退職手当等については、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分の上記計算式の1/2計算の適用はありません。

退職所得控除額（一般退職手当等のみの場合）

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数（80万円に満たない場合には、80万円）
20年を超える場合	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

※ 障害者になったことが直接の原因で退職した場合の退職所得控除額は、上表により計算した額に、100万円を加えた金額となります。

※ 同一年中に2か所以上から退職金を受け取るときなどは、控除額の計算が異なることがあります。

② 土地・建物等の譲渡所得に係る課税の特例

土地・建物等を売ったときの譲渡所得は、他の所得と分離して課税します。

$$\text{税 額} = \left[\text{長期・短期譲渡の収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除額} \right] \times \text{税 率}$$

特別控除額

特例が適用される譲渡の種類	特別控除額
① 収用などにより、土地・建物等を譲渡した場合	5,000万円
② マイホームやその敷地（居住用財産）を譲渡した場合	3,000万円
③ 国、地方公共団体等が行う特定区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合	2,000万円
④ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合	1,500万円
⑤ 平成21年から平成22年までの間に取得した土地等を譲渡した場合	1,000万円
⑥ 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合	800万円
⑦ 所有期間が5年を超える低未利用土地等を譲渡した場合	100万円

▶ 長期譲渡所得と短期譲渡所得の区分

土地・建物等売ったときの譲渡所得は、所有期間によって長期譲渡所得と短期譲渡所得の2つに区分し、それぞれ税額を計算します。

長期譲渡所得

譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年を超える土地・建物等売ったときの譲渡所得です。税額は次の表の税率により計算します。

区 分		市民税	県民税
一般の長期譲渡所得		3%	2%
優良住宅地の造成等に係る長期譲渡所得	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
	2,000万円超の部分	3%	2%
居住用財産に係る長期譲渡所得	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
	6,000万円超の部分	3%	2%

短期譲渡所得

譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年以下の土地・建物等売ったときの譲渡所得です。税額は次の表の税率により計算します。

区 分	市民税	県民税
一般の短期譲渡所得	5.4%	3.6%
国または地方公共団体等に対する短期譲渡所得	3%	2%

③ 株式譲渡所得等に係る課税の特例

- (1) 株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額（以下「譲渡所得等の金額」といいます。）は、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」に区分し、他の所得と分離して課税します。
- (2) 「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」は、それぞれ分離して課税することとされているため、上場株式等に係る譲渡損失の金額を一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することおよび一般株式等に係る譲渡損失の金額を上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除すること（損益通算）はできません。

上場株式等に係る譲渡所得等の課税方式

	申告分離課税	特別徴収（申告不要）
税率	市3%、県2%	（県民税株式等譲渡所得割5%）
株式等譲渡所得割額控除の適用	あり	なし
申告分離課税を選択した上場株式等に係る 配当所得等との損益通算	できる	できない
一般株式等に係る譲渡所得との損益通算	できない	できない
譲渡損失の翌年への繰越	できる	できない

一般株式等に係る譲渡所得等の課税方式

	申告分離課税
税率	市3%、県2%
株式等譲渡所得割額控除の適用	なし
上場株式等に係る譲渡所得との損益通算	できない

- ※ 源泉徴収を選択した口座内における上場株式等に係る年間取引の譲渡損益については、支払を受ける際に、5%の税率により県民税が特別徴収されています（県民税株式等譲渡所得割）。そのため、原則として、申告の必要はありません。上場株式等に係る配当所得等との損益通算等のために申告する場合は、特別徴収された税額は税額控除として差し引くことになります（P32）。
- ※ 上場株式等に係る譲渡所得等を申告した場合、その所得金額が合計所得金額に算入されますので、扶養控除や市県民税均等割の判定等に影響がある場合があります。

④ 上場株式等に係る配当所得等に係る課税の特例

上場株式等の配当所得等（一定の大口株主が支払を受けるものを除きます。）については、総合課税に代えて、他の所得と分離して課税することを選択できます。

上場株式等に係る配当所得等の課税方式

	総合課税	申告分離課税	特別徴収(申告不要)
税率	市6%、県4%	市3%、県2%	(県民税配当割5%)
配当控除の適用	あり	なし	なし
配当割額控除の適用	あり	あり	なし
上場株式等に係る譲渡損失との損益通算	できない	できる	できない

一般株式等に係る配当所得等の課税方式

	総合課税
税率	市6%、県4%
配当控除の適用	あり
配当割額控除の適用	なし

- ※ 源泉徴収を選択した口座内における上場株式等に係る配当所得等については、支払を受ける際に、5%の税率により県民税が特別徴収されています（県民税配当割）。そのため、原則として申告の必要はありません。配当控除の適用を受けるためなどにより申告する場合は、特別徴収された税額は税額控除として差し引くことになります（P32）。
- ※ 上場株式等に係る配当所得等を申告した場合、その所得金額が合計所得金額に算入されますので、扶養控除や市県民税均等割の判定等に影響がある場合があります。
- ※ 少額配当（1回に支払を受ける金額が「10万円×配当の計算期間の月数／12」以下のもの）については、市県民税は総合課税の対象となり、申告が必要です（所得税の確定申告は不要です。）。

⑤ 先物取引に係る雑所得等の課税の特例

一定の先物取引の差金等決済をした場合には、その先物取引に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額の合計額については、他の所得と分離して課税します。

先物取引に係る雑所得等	市民税	県民税
	3%	2%

◆ 申告と納税

申 告

- (1) 毎年1月1日（賦課期日）現在、伊丹市に居住している人は、その年の3月15日までに前年の所得金額等について申告をする必要があります。ただし、次のいずれかに該当する人は申告不要です。

- 前年の所得が全く無い人
- 個人の市県民税がかからない人（P16）
- 前年の所得が給与所得のみの人で、勤務先から給与支払報告書が伊丹市に提出されている人
- 前年の所得が公的年金等に係る雑所得のみの人で、年金の支払者から公的年金等支払報告書が伊丹市に提出されている人
- 前年の所得について、税務署に確定申告書を提出した人

ただし、医療費控除や年金から天引きされなかった社会保険料控除等の適用を受けようとする人や課税証明書等が必要な人は、所得税の確定申告または市県民税の申告が必要です。

※ 給与所得者や公的年金等受給者が確定申告するために必要となる源泉徴収票は、勤務先や年金機構等が発行するものです。再発行を希望する人は、勤務先等に申し出てください。

- (2) 伊丹市に居住していない人でも、市内に事務所・事業所または家屋敷のある人は市県民税の申告が必要です。
- (3) 上場株式等に係る配当・譲渡所得等について、所得税で申告不要を選択した場合は、市県民税も申告不要を選択したこととなり、所得税を総合課税で申告をした場合は、市県民税も総合課税、所得税を分離課税で申告をした場合は、市県民税も分離課税となります。

※ 申告された上場株式等に係る配当・譲渡所得等は、配偶者控除や扶養控除の適用、非課税判定、国民健康保険税等の算定基準となる合計所得金額や総所得金額等に含まれます。

納 税

納税義務者	自営業者など	会社員など	65歳以上の年金受給者
	普通徴収	給与からの特別徴収	年金からの特別徴収
徴収方法	市役所（市民税課）から送付する納付書や口座振替で納める方法です。 1年分の税額は4回に分けられます。	給与の支払者が、市役所（市民税課）の通知に基づき、給与から差し引いて納める方法です。1年分の税額は12回に分けられます。	年金の支払者が、市役所（市民税課）の通知に基づき、年金から差し引いて納める方法です。1年分の税額は6回に分けられます。
納期限 ※ 詳しくはP7をご覧ください	6月・8月・10月・翌年1月（各月末）	6月から翌年5月までの翌月10日	年金の支給月の翌月10日

兵庫県および県内41市町は、平成30年度から個人住民税の特別徴収を徹底しています！！

個人住民税の税收確保、納税者の利便性向上および法令遵守の徹底を図るため、個人住民税の特別徴収を徹底しています。

県と市町が連携・協力し事業主や従業員の皆様に周知を図りながら取組を進めていますので、ご理解とご協力をお願いします。

公的年金等からの特別徴収の仕組み

対象者

以下、全てにあてはまる人

- ・ 令和8年4月1日現在、65歳以上の公的年金等の受給者
- ・ 老齢基礎年金額等が年額18万円以上の人
- ・ 伊丹市で介護保険料を公的年金等から天引きされている人

ただし、年度途中で税額が変更になったときや市外に転出されたときは対象とならない場合があります。

特別徴収となる年金（公的年金等）

老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職年金等（障害年金および遺族年金は対象外です（P18）。）

徴収方法（収入が公的年金のみの場合）

- ① 令和8年度より初めて公的年金等から特別徴収される人
市県民税年税額と森林環境税の合算額の1/2に相当する額を普通徴収（1期・2期）の方法により徴収し、下半期（10月・12月・翌年2月）は、残りの1/2に相当する額を特別徴収の方法により徴収します。

令和8年度の課税額36,000円の場合

	普通徴収		特別徴収（本徴収）		
	1期（6月）	2期（8月）	10月	12月	翌年2月
徴収税額	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円	6,000円

- ② 2年目以降
年間の公的年金等からの特別徴収税額の平準化を図るため、上半期（4月・6月・8月）は前年度の市県民税年税額と森林環境税の合算額の1/2に相当する額を仮徴収し、下半期（10月・12月・翌年2月）は当該年度の市県民税年税額と森林環境税の合算額から仮徴収した額を控除した額を本徴収します。

令和7年度と令和8年度の税額が同じ36,000円の場合

	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
徴収税額	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円

65歳未満の人で給与から市県民税・森林環境税を特別徴収されている人

公的年金等に係る雑所得に係る市県民税額も原則として、給与やほかの所得に係る市県民税額と合わせて給与からの特別徴収となります。

申告によって、公的年金等に係る雑所得に係る市県民税額を普通徴収（納付書や口座振替による納付）にすることも可能です。

◆ 個人の市県民税・森林環境税の計算式

① 会社員Aさんの場合

家族 配偶者（40歳・無収入）、10歳と17歳の子ども（無収入）

収入 令和7年の給与収入金額 5,400,000円

社会保険料支払額 540,000円
 生命保険料支払額 一般生命保険 新契約 60,000円
 個人年金保険 旧契約 80,000円

●給与所得金額【→P19】

$5,400,000円 \div 4,000円 = 1,350円$
 $1,350円 \times 4,000円 = 5,400,000円$ （端数整理額）
 $5,400,000円 \times 80\% - 440,000円 = 3,880,000円$

●生命保険料控除【→P20】

一般生命保険は新契約で56,000円を超えるので、28,000円（限度額）
 個人年金保険は旧契約で70,000円を超えるので、35,000円（限度額）
 $28,000円 + 35,000円 = 63,000円$

所得控除額

社会保険料控除	540,000円
生命保険料控除	63,000円
配偶者控除	330,000円
扶養控除	330,000円（17歳の子）
基礎控除	430,000円
合計	1,693,000円

●課税標準額（市県民税の課税総所得金額等）

$3,880,000円 - 1,693,000円 = 2,187,000円$ （①）

●所得税との人的控除の差【→P25】

$50,000円 \times 3$ （配偶者・扶養・基礎控除）＝150,000円（②）

税額計算

課税標準額×税率	市民税 $2,187,000円 \times 6\% = 131,220円$ 県民税 $2,187,000円 \times 4\% = 87,480円$
調整控除額 【→P25】	① > 200万円 $\{(② - (① - 200万円))\} \times 5\% < 2,500円 \Rightarrow 2,500円$ 市民税 1,500円 県民税 1,000円
所得割額	市民税 129,700円 県民税 86,400円
均等割額	市民税 3,000円 県民税 1,800円
森林環境税（国税）	1,000円
年税額 （森林環境税含む）	市民税 132,700円 県民税 88,200円 森林環境税 1,000円 計 221,900円



② 年金受給者Bさん（70歳）の場合

家族 配偶者（65歳・年金収入60万円）

収入 令和7年の年金収入金額 3,000,000円

年金から天引きされている社会保険料 120,000円

自分で納付書で納めた社会保険料 170,000円

申告を忘れずに！
申告をしないと控除額
に含まれません。

● 公的年金等に係る雑所得金額 【→P19】

Bさん 3,000,000円 - 1,100,000円 = 1,900,000円

配偶者 600,000円 - 600,000円 = 0円

所得控除額

社会保険料控除	290,000円
配偶者控除	330,000円
基礎控除	430,000円
合計	1,050,000円



● 課税標準額（市県民税の課税総所得金額等）

1,900,000円 - 1,050,000円 = 850,000円 (①)

● 所得税との人的控除額の差 【→P25】

50,000円 × 2（配偶者・基礎控除） = 100,000円 (②)

税額計算

課税標準額 × 税率	市民税 850,000円 × 6% = 51,000円 県民税 850,000円 × 4% = 34,000円
調整控除額 【→P25】	① ≤ 200万円 市民税 3,000円 ② < ① ⇒ ② × 5% = 5,000円 県民税 2,000円
所得割額	市民税 48,000円 県民税 32,000円
均等割額	市民税 3,000円 県民税 1,800円
森林環境税（国税）	1,000円
年税額 （森林環境税含む。）	市民税 51,000円 県民税 33,800円 森林環境税 1,000円 計 85,800円



Q

収入金額と所得金額の違いはなんですか？

A

収入金額とは、必要経費を差し引く前の金額です。会社員の場合は「源泉徴収票の支払金額」、自営業の場合は「売上等の金額」のことです。

所得金額とは、収入金額から必要経費を差し引いた後の金額です。給与所得者の場合には、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いて所得金額を計算します（「源泉徴収票の給与所得控除後の金額」）。公的年金等受給者の場合には、公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いて所得金額を計算します。給与所得および公的年金等に係る雑所得については、P19をご覧ください。

Q

確定申告をしましたが、市県民税・森林環境税の申告も必要ですか？

A

必要ありません。税務署から市役所に確定申告書のデータが送信されますので、そのデータに基づいて市県民税・森林環境税の税額を計算します。（上場株式等に係る配当・譲渡所得等の申告については、P32をご覧ください。）

Q

年金のみの収入の場合、申告は必要ですか？

確定申告をしようとしたところ、税務署から、「あなたは、年金の収入金額が400万円以下なので確定申告は不要です。市役所（市民税課）に申告をしてください。」と言われました。市役所（市民税課）に申告しないといけいのでしょうか。

A

公的年金等の収入金額が400万円以下、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である人は、確定申告は必要ありません。ただし、所得税の還付を受ける場合や源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国において支払われる公的年金など）の支給を受けている人は、確定申告が必要です。

市役所（市民税課）への申告は、年金から天引きされている健康保険料等以外の社会保険料（納付書で納めた国民健康保険税など）を支払った場合や、生命保険料控除・医療費控除などを受ける場合には必要となります（申告をしなかった場合、社会保険料控除・生命保険料控除・医療費控除などの適用が受けられません。）。

また、公的年金等に係る雑所得以外の所得があれば、20万円以下でも、市役所への申告は必要です。

Q

通常の医療費控除（P20）を受けるには、どのような手続が必要ですか？

A

前年中に病院などで支払った医療費の領収書などを基に、「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に添付して、税務署に提出してください。

医療費の合計額（保険金などで補てんされる金額は除きます。）から、総所得金額等の5%または10万円のいずれか低い額を差し引いた残額が医療費控除の対象です。

なお、生計を一にする家族のために支払った医療費も合わせて申告することができます。

Q

令和7年の収入がいくらまでなら市県民税・森林環境税は課税されませんか？

A

給与収入金額が110万円（合計所得金額：45万円）以下の場合は課税されません。
障害者・未成年者等は合計所得金額が135万円以下の場合は課税されません。
また、同一生計配偶者や扶養親族がいる人は非課税限度額が増えます。詳しくはP16
の「市県民税・森林環境税がかからない人」をご覧ください。

Q

配偶者（その他の親族）に令和7年中パート収入等があった場合、
私の配偶者控除（扶養控除）の対象になりますか？

A

配偶者（その他の親族）の給与収入金額が123万円（合計所得金額：58万円）以下であれば、配偶者控除（扶養控除）の対象となります。
ただし、配偶者（その他の親族）の給与収入金額が110万円超123万円以下（合計所得金額：45万円超58万円以下）の場合は、配偶者控除（扶養控除）の対象であっても、配偶者（その他の親族）に市県民税・森林環境税が課税されることがあります。

Q

配偶者控除と配偶者特別控除の違いはなんですか？

A

配偶者の合計所得金額が58万円（給与収入金額：123万円）以下であれば、配偶者控除が適用され、あなたの非課税限度額の算定に含まれます。
配偶者の合計所得金額が58万円超133万円以下（給与収入金額：123万円超約201万円以下）であれば、配偶者特別控除が適用されますが、あなたの非課税限度額の算定に含まれません。

Q

総合課税、分離課税とはなんですか？

A

総合課税とは、各種の所得を合算し、合算額に税率をかけて税額を算出する課税方式です。一方、分離課税とは、各種の所得を合算せずに、各所得に税率をかけて税額を算出する課税方式です。分離課税の例として、土地・建物等の譲渡所得、退職所得などがあります。

Q

父が令和8年4月に死亡しましたが、令和7年の父の所得に対する市県民税・森林環境税はどうなるのでしょうか。

A

市県民税・森林環境税の課税は、その年の1月1日現在の状況によって判定されるので、令和7年の所得に対する令和8年度の市県民税・森林環境税が課税され、相続により納税義務が相続人に承継されるため、相続人が市県民税・森林環境税を納めることとなります。
また、相続人が2人以上いる場合は、納税に関する書類を受領する人（相続人代表者）を定めて、「相続人代表者指定届」を市役所（市民税課）に提出してください。
なお、令和8年の所得に対する令和9年度の市県民税・森林環境税は、課税されません。

Q

伊丹市から他市（海外）に転出しました。市県民税・森林環境税に関して、なにか手続きは必要でしょうか。

A

他市（海外）に転出された場合は、あなたに代わって納税に関することを行う人（納税管理人）を定め、10日以内に「納税管理人申告書」を市役所（市民税課）に提出する必要があります。

法人の市民税

市内に事務所、事業所または寮等（事務所等）を有する法人等の事業活動・所得にかかる税です。

◆ 納税義務者

納税義務者	均等割	法人税割
市内に事務所または事業所を有する法人	○	○
市内に寮等を有する法人で、事務所または事業所を有しないもの	○	
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課税される個人で、市内に事務所または事業所を有するもの		○

◆ 税額の計算方法

$$\text{均等割額} = \frac{\text{事務所等を有していた月数}}{12\text{か月}} \times \text{税率 (下の表をご参照ください)}$$

$$\text{法人税割額} = \text{法人税額} \times \text{税率 8.4\%} - \text{税額控除}$$

伊丹市では、標準税率を超える税率で課税しています（超過課税➡P40）。

均等割の税率

法人の区分		従業者数の合計数（※1・3）	
		50人以下	50人超
① 公共法人および公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの（独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） ② 人格のない社団等 ③ 一般社団法人および一般財団法人 ④ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの（①～③の法人を除く。）		60,000円	
資本金等の額（※2・3）	1,000万円以下	60,000円	144,000円
	1,000万円超 1億円以下	156,000円	180,000円
	1億円超 10億円以下	192,000円	480,000円
	10億円超 50億円以下	492,000円	2,100,000円
	50億円超		3,600,000円

※1 従業者数の合計数とは、市内の事務所等の従業者数の合計数のことをいいます。

※2 資本金等の額とは、「期末現在の資本金の額および資本準備金の額の合算額」または「期末現在の資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額）」のいずれか大きい方の額をいいます。

※3 従業者数の合計数および資本金等の額は、それぞれ期末現在における従業者数の合計数および資本金等の額によります。

◆ 申告と納税

申告の種類		申告期限・納付期限	法人税額	均等割額
中間申告（※1）	予定申告	事業年度開始の日以後 6か月を経過した日から 2か月以内	前事業年度分の確定法人税割額×6÷ 前事業年度の月数	税率×事業年度開始の日から6か月の期間において事務所等を有していた月数÷12
	仮決算による中間申告		仮決算による中間申告に基づく法人税割額	
確定申告		事業年度終了の日の翌日から2か月以内（※2）	確定法人税割額－ 中間納付額	税率×事業年度開始の日から事業年度終了の日までの間において事務所等を有していた月数÷12－中間納付額
均等割申告（※3・※4）		4月30日		税率（60,000円）×前年4月1日から3月31日までの間において事務所等を有していた月数÷12

※1 事業年度が6か月を超える法人は中間申告が必要です。ただし、市内に寮等のみが所在する法人、公共法人および公益法人等は中間申告をする必要はありません。

※2 法人税において、税務署長から提出期限の延長の承認を受け、主たる事務所等所在地の都道府県知事への届出をしている場合は、法人の市民税の申告書の提出期限についても同様に延長されます。

※3 収益事業を行わない公共法人等が行う申告です。

※4 公益社団法人および公益財団法人・特定非営利活動法人（NPO法人）・認可地縁団体で収益事業を行わない法人は課税免除の対象となります。新たに市内に事務所・事業所を開設された場合は、「法人等の設立・設置届」を提出してください。

◆ Q & A



市内で新たに法人を設立または事務所等を開設した場合にはどのような手続が必要ですか？



「法人等の設立等申告書」に定款の写しおよび履歴事項全部証明書（コピー可）を添付して、市役所（市民税課）に提出してください。



市内の事務所等を移転したり、法人を解散するなどの異動があった場合は、どのような手続が必要ですか？



「登記事項等異動届」に履歴事項全部証明書（コピー可）を添付して、市役所（市民税課）に提出してください。



申告書、納付書、法人等の設立・設置届または登記事項等異動届の様式は市のホームページからダウンロードできますか？



ダウンロードできます。



均等割の従業者数について教えてください。



その法人から俸給、給料、賃金、手当、賞与、その他のこれらの性質を有する給与の支払を受けるべき市内の事務所、事業所または寮等の従業者数です。



伊丹市とは別にA市にも事業所があります。
法人の市民税はどのように納付すればいいですか？



均等割：各市の従業者数に応じて各市で定められている均等割額を納付してください。
法人税割：各市の従業者数で按分した法人税額に、各市で定められている税率を乗じて得た金額を納付してください。



今年度は赤字になりました。
法人の市民税を納めなければなりませんか？



納付する法人税額がない場合は法人税割額は課税されませんが、均等割額は、市が行う行政サービスの費用負担として、赤字であっても課税されます。



超過課税とは何ですか。



超過課税とは、地方団体が課税する場合に通常よるべき税率として法定されている標準税率ではなく、地方自治の原則から財政上その他の必要があると認める場合に、標準税率を超える税率により課税することです。



なぜ超過課税を実施しているのですか。



伊丹市では、行財政審議会の答申を受け、企業労働福祉関係の財政需要をより充足させることを目的に、昭和49年10月以後に終了する事業年度から超過課税を導入し、現在、均等割の税率を標準税率の1.2倍、法人税割の税率を令和元年9月30日以前に開始した事業年度については12.1%（標準税率9.7%）、令和元年10月1日以後に開始した事業年度については8.4%（標準税率6%）としています。

現在の本市の財政状況は、健全化の努力や市民・法人の皆さまのご協力により、一定安定した状況となりましたが、中長期的には、人口減少、社会保障費の増大、公共施設等の維持管理などの課題を抱えており、今後も厳しい財政状況が続くことが想定されます。

そのため、超過課税は大変重要な財源であると考えていますので、法人の皆さまには引き続きご負担をお願いしています。



超過課税分の税収は、
どのように活用されているのですか。



- 地域経済活性化を目的に、施設運営費や中小企業の支援等に使われています。
- (1) 企業福祉・産業振興関係の施設運営費（相談事業・講座セミナーの開催等）
 - ・労働福祉会館（スワンホール）管理運営費
 - ・産業振興センター管理運営費
 - ・勤労者福利厚生事業補助金・・・など
 - (2) 中小企業に関する支援等
 - ・中小企業振興融資制度
 - ・商工会議所運営補助金・・・など

固定資産税・都市計画税

固定資産税

固定資産税は土地、家屋および償却資産を所有している人が納める税金で、その固定資産の価格（評価額）に応じて負担していただくものです。

都市計画税

都市計画税は、公園・道路・下水道などの都市施設の建設整備などの都市計画事業に充てるための目的税です。

〈令和8年度当初予算の使途状況〉

都市計画総務費	……	4億円
下水道事業	……	17億円
公園緑地事業	……	5億円
地方債償還額	……	4億円
		30億円

◆ 納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在、伊丹市内に固定資産を所有している人

土地：登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人

家屋：登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人

償却資産：償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

※ 年の途中で所有者が変わっても、その年の納税義務者は変わりません。

◆ 税額の計算方法

固定資産の評価額 × 課税標準の特例・負担調整措置等 = 課税標準額

課税標準額 × 税率 = 税額

[税率 固定資産税 1.4% 都市計画税 0.3%]

固定資産の評価額

土地および家屋の評価額は、総務大臣が定める固定資産評価基準をもとに固定資産を評価し、決定します。

償却資産の評価額は、償却資産の状況を1月31日までに申告いただき、これに基づいて毎年評価し、決定します。

課税標準額

固定資産の評価額をもとに算出される額です。原則として評価額と同額ですが、課税標準の特例や負担調整措置等が適用されることにより、固定資産の評価額よりも低く算出される場合があります。

◆ 評価替え

土地および家屋の評価額は、3年ごとに見直し（評価替え）を行います。見直した評価額は評価替え年度（令和6年度）の翌々年度（令和8年度）まで3年間据え置かれます。

ただし、土地の地目変更や家屋の新增築等があった場合は、その翌年度に新しい評価額を決定します。また、地価が下落し、土地の評価額を据え置くことが適当でないときは評価額の修正を行います。

◆ 免税点

同一人が市内に所有する土地、家屋または償却資産ごとの課税標準額の合計額が、次の金額に満たない場合は、固定資産税・都市計画税は課税されません。

土地：30万円 家屋：20万円 償却資産：150万円

※令和9年度分から、家屋は30万円に、償却資産は180万円に引き上げられます。

◆ 土地に対する課税

固定資産評価基準に基づき、地目（田、畑、宅地、山林等）別に定められた評価方法により評価を行い評価額を決定します。

① 宅 地

▶ 評価の仕組み

- 1 用途地区（商業地区、住宅地区、工業地区等）に区分します。
- 2 用途地区の中で、状況が類似する地区ごとに区分します。
- 3 区分した地区ごとに、標準宅地（奥行、間口、形状等が標準的なもの）を選定、評価します。
地価公示価格、不動産鑑定価格等の活用（鑑定価格の7割を目途）
- 4 各街路に路線価を付設します。
- 5 【評価額の決定】路線価を基に、土地の個別の要素（間口、奥行等）に応じて各土地の評価をします。

▶ 評価額の増額・減額

- 側方路線影響加算
- 二方路線影響加算
- 不整形地
- 私道
- 位置指定道路
- 敷地内道路
- 都市計画施設予定地
- 高圧線下の土地 等



課税標準の特例・負担調整措置等

●住宅用地に対する課税標準の特例●

住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から課税標準の特例措置があります。

住宅用地特例率

評価額に下記の特例率を乗じた額に軽減されます。

	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地 〔住宅1戸当たり200㎡ 以下の住宅用地〕	1 / 6	1 / 3
その他の住宅用地 〔住宅1戸当たり200㎡を 超える部分の住宅用地〕	1 / 3	2 / 3

※ 特例の対象となる「住宅用地」の面積は、家屋の敷地面積（家屋の床面積の10倍を限度とします。）に次の表の率を乗じて求めます。

	家 屋	居住部分の割合	住宅用地の率
イ	専用住宅	全部	1.0
ロ	八以外の併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上	1.0
ハ	地上5階以上の耐火建築物 である併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上4分の3未満	0.75
		4分の3以上	1.0

●負担調整措置●

課税公平の観点から、負担水準の均衡化を促進するための措置が進められてきました。

負担水準とは……個々の土地の前年度課税標準額が今年度の評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもの

$$\text{負担水準(\%)} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} \times \text{住宅用地特例率} \quad 1/6 \text{または} 1/3} \times 100$$

① 住宅用地について

負担水準	課税標準額
100%以上	新評価額 × 住宅用地特例率
100%未満	前年度課税標準額 + 新評価額 × 住宅用地特例率 × 5%

※ 新評価額 × 住宅用地特例率 × 100%が上限
新評価額 × 住宅用地特例率 × 20%が下限

② 商業地等の宅地の課税標準額について

負担水準	課税標準額
70%以上	新評価額×70%
60%以上～70%未満	前年度課税標準額（据置特例）
60%未満	前年度課税標準額+新評価額×5% ※

※ 新評価額×60%が上限
新評価額×20%が下限

② 農 地

伊丹市内の農地は、生産緑地地区に指定された農地とそれ以外の農地（特定市街化区域農地）とに区分され、それぞれ評価および課税の仕組みが異なります。

ただし、生産緑地地区内の農地でも、特定生産緑地の指定を受けずに30年経過したものは、特定市街化区域農地の評価および課税が適用されます。

	評 価	課税方式
生産緑地	農地評価	農地課税
特定市街化区域農地	宅地並評価	宅地並課税

▶ 農地に対する課税標準の特例

● 特定市街化区域農地に対する課税標準の特例 ●

住宅用地の税負担との関係や市街化に伴う税負担の増加を緩和するために、固定資産税は評価額に1/3を、都市計画税は評価額に2/3を乗じた金額に税負担が軽減されています。

● 生産緑地→特定市街化区域農地 ●

課税標準額＝評価額（宅地並評価）×1/3×次の表の率

年 度	初年度	2年度目	3年度目	4年度目
率	0.2	0.4	0.6	0.8



◆ 家屋に対する課税

固定資産評価基準に基づき、評価の対象となった家屋と同じものを再建築した場合の費用をもとに、建築後の経過年数を考慮して評価します。したがって、実際の建築費用や取得価格とは一致しません。

評価額の計算方法

● 新築家屋の評価

$$\text{評価額} = \text{① 再建築価格} \times \text{② 経年減点補正率} \times \text{③ 設計管理費等による補正率}$$

● 新築家屋以外の家屋の評価

$$\text{評価額} = \text{① 基準年度の前年度の再建築価格} \times \text{② 経年減点補正率} \times \text{③ 設計管理費等による補正率} \times \text{④ 再建築費評価点補正率}$$

ただし、評価額が評価替え前の評価額を超える場合は、増改築等のない限り、評価替え前の評価額に据え置かれます。

① 再建築価格

評価の対象となった家屋と全く同一のものを評価の時点において新築するものとした場合に必要とされる建築費です。

② 経年減点補正率

家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価等をあらわしたものです。

③ 設計管理費等による補正率

工事原価に含まれていない設計監理費、一般管理費等負担額の費用を基礎として定められているものです。

④ 再建築費評価点補正率

前回の評価替えからの3年間の建築物価の変動を反映した率です。



家屋についての軽減措置

新築住宅についての減額

		一般住宅	認定長期優良住宅
対象	固定資産税	○	○
	都市計画税	×	×
減額適用期間	3階建以上の耐火・準耐火の住宅	5年間	7年間
	一般住宅(上記以外の住宅)	3年間	5年間
適用床面積		120㎡以下	
減額率		2分の1(居宅部分に限る)	
住宅の要件		・居住部分割合………居住の用に供する部分が1/2以上 ・居住部分の床面積…居住部分の床面積が40㎡以上240㎡以下 ※サービス付き高齢者向け住宅は30㎡以上160㎡以下 ※令和8年3月31日までに新築された住宅は50㎡(貸家の共同住宅の場合は40㎡)以上280㎡以下	
		令和13年3月31日までに新築されていること	令和13年3月31日までに新築されていること 長期優良住宅の認定を受けていること
申告書類		申告書	申告書・認定通知書の写し

改修工事を行った住宅についての減額

		バリアフリー改修	耐震改修	熱損失防止 (省エネ) 改修
対象	固定資産税	○	○	○
	都市計画税	×	×	×
減額適用年度		工事完了年の翌年度		
適用床面積		100㎡まで	120㎡まで	120㎡まで
減額率 (※1)・(※2)		3分の1	2分の1 (長期優良住宅の認定 を受けた場合3分の2)	3分の1 (長期優良住宅の認定 を受けた場合3分の2)
適用要件	対 象	〈家屋〉 次の要件をすべて満たすもの ・新築された日から10年以上経過している ・床面積が40㎡以上240㎡以下 (工事完了日が令和8年3月31日以前の場合50㎡以上280㎡以下) ・居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上 ・貸家部分以外の居住部分を有する (居住する人) 次の要件のいずれかを満たすもの ①65歳以上 ②要介護認定または要支援認定を受けた人 ③地方税法に定める障害者	〈家屋〉 ・昭和57年1月1日以前から所在	〈家屋〉 次の要件をすべて満たすもの ・平成26年4月1日以前から所在 ・床面積が40㎡以上240㎡以下 (工事完了日が令和8年3月31日以前の場合50㎡以上280㎡以下) ・居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上 ・貸家部分以外の居住部分を有する
	工事完了の時期	令和13年3月31日まで		
	申告期間	工事が完了した日から3か月以内		
	工事の内容	①廊下の拡幅 ②階段の勾配緩和 ③浴室の改良 ④トイレの改良 ⑤手すりの取付け ⑥床の段差解消 ⑦引き戸への取替え ⑧床の滑り止め化 等	地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築等	①窓の改修 (必須) ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④外壁の断熱改修工事
	工事費用 (※3)	50万円超		次のうち、どちらか ア 断熱改修に係る工事費が60万円超 イ 「断熱改修に係る工事費が50万円超」かつ「太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円超」
申告書類		申告書・証明書等		

(※1) 耐震改修は、バリアフリー改修や熱損失防止（省エネ）改修との併用不可

(※2) 長期優良住宅の認定を受けた場合は、他の改修との併用不可

(※3) バリアフリー改修または熱損失防止（省エネ）改修の場合は、国・地方公共団体から交付される補助金等を除く。

◆ 償却資産に対する課税

固定資産評価基準に基づき、取得価格を基礎として取得後の経過年数に応じる価値の減少（減価）を考慮して評価します。償却資産とは、事業のために使用する次のような資産をいいます。

資産の種類	資産の具体例
構 築 物	コンクリート等の舗装路面、門、へい、貯そう、建築設備の一部等
機械・装置	旋盤、フライス盤、ボール盤、圧縮機、溶接機、ポンプ、起重機、太陽光発電設備等
車輛運搬具	大型特殊自動車、トロック等
工具・器具・備品	切削工具、治具、机、いす、ロッカー、金庫、理容・美容機器、冷暖房器具、レジスター、複写機、陳列ケース、応接セット、自動販売機、看板、パーソナルコンピューター等

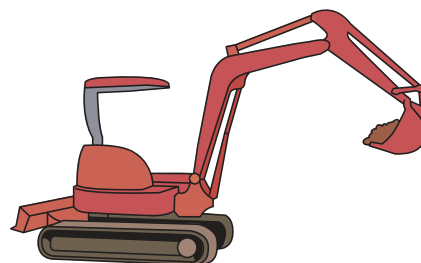
評価額の計算方法

- 前年に取得された償却資産

$$\text{評価額} = \text{取得価格} \times \left(1 - \frac{\text{減価率}}{2}\right)$$

- 前々年以前に取得された償却資産

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率})$$



（注） 求めた金額が取得価格×5／100よりも小さい場合でも、その償却資産が本来の用に供されている限り、取得価格×5／100により求めた額が評価額となります。

国税との取扱いの違い

項 目	固定資産税	国 税
償 却 計 算 の 期 間	暦年(賦課期日現在)	事業年度
減 価 償 却 の 方 法	定率法	定率法・定額法の選択
前年の新規取得資産	半年償却	月割償却
特別償却・圧縮記帳	制度なし	制度あり
評 価 の 最 低 金 額	取得価額の5%	備忘価格(1円)
改 良 費	区分評価	原則区分評価(一部合算也可)
青色申告書を提出する中小企業者等が租税特別措置法を適用して取得した30万円未満の資産	課税対象	損金算入

◆ 申告と納税

申 告

事業のために用いられる償却資産を所有している人は、毎年1月1日（賦課期日）現在の状況について、市役所（資産税課）に申告をする必要があります。

納 税

市役所（資産税課）から送付する納付書または口座振替により、4月、7月、12月および翌年2月の4回に分けて納付してください。

◆ そ の 他

○東日本大震災に係る特例

東日本大震災および原発事故により被災した住宅用地・家屋の代替を取得された場合には、固定資産税・都市計画税の軽減措置が受けられます。

○固定資産課税台帳の縦覧

通常、毎年4月1日から4月30日までの間、土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。これは自分の資産の評価額と市内の類似地区の資産の評価額を比較し、評価額が適切かを確認していただくためのものです。

○固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出

固定資産課税台帳に登録された評価額について不服がある場合、固定資産評価審査委員会に対して書面で審査の申出をすることができます。申出ができる期間は、固定資産課税台帳に評価額等を登録した旨を市長が公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3か月を経過する日までの間です。

なお、3年ごとの評価替え以外の年度では、新たに評価額が修正等された土地・家屋に対してのみ審査の申出ができます。

○固定資産課税台帳の閲覧および記載事項の証明制度

納税義務者やその他政令で定める人（借地・借家人など）の求めに応じて、関係する固定資産について固定資産課税台帳の閲覧および記載事項の証明書を発行する制度です。なお、新年度の評価額等は市長が固定資産課税台帳に評価額等を登録した旨を公示した日から閲覧できます。

※ 路線価については、どなたでも閲覧することができます。

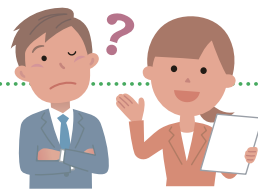
○固定資産の現地調査

新築および増築家屋の間取り・資材等から税額を算定するため、取り壊し等の確認のため現地調査を行っています。

また、土地の現況や償却資産の内容を確認するため、現地調査を行っています。

※ 現地調査時に固定資産評価補助員証を携帯しております。

◆ Q & A



Q

令和8年2月に土地と家屋を売りましたが、固定資産税の納税通知書が送られてきました。なぜでしょうか。

A

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在の登記簿に土地または家屋の所有者として登記されている人に対して課税されます。したがって、売却済みの土地や家屋であっても、その年の固定資産税を納めていただくこととなります。

なお、契約書で税額の一部を売買代金の中に含めることを明記し、買主が負担する場合もあるようですが、納税義務者はあくまで賦課期日の所有者となります。

Q

令和4年9月に住宅を新築しましたが、令和8年度分から税額が急に高くなっています。なぜでしょうか。

A

新築の住宅に対しては固定資産税の減額制度が設けられており、一定の要件にあたる場合は、新たに固定資産税が課税されることになった年度から3年度分（3階建以上の中高層耐火住宅については、5年度分）に限り、120㎡までの部分について1／2に減額されます。

したがって、この制度により令和5・令和6・令和7年度分は家屋に対する税額が1／2に減額されていたものが、令和8年度から本来の税額で課税されることとなっています。

Q

納税通知書を見ると、令和8年2月に取り壊した家屋に課税されています。なぜでしょうか。

A

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在の状況により課税されます。そのため、年の途中で家屋を取り壊した場合でも、1年分が課税されることとなります。また、年の途中で完成する建物は、翌年の賦課期日の現況により翌年度から課税されることとなります。

なお、建物を取り壊した場合に、翌年度の賦課期日現在、新築中の住宅が未完成であれば、家屋に対する固定資産税は課税されませんが、土地の固定資産税については税額が上がることがありますので、詳しくは市役所（資産税課）にお尋ねください。

その他、未登記の家屋を取り壊された場合や滅失登記が未定の場合などは「家屋取壊届出書」を、市役所（資産税課）にご提出ください。



土地の面積や前面道路の状況も変わらないのに、固定資産税が急に高くなったのはなぜでしょうか。



固定資産税の特例措置として、住宅の建っている土地や農地に対しては税の軽減制度があります。したがって、当該土地を駐車場に用途変更したり、更地にすると税の軽減制度が受けられず税金が前年度より高くなってしまいますので、あなたが所有されている土地についても、用途を変更されたことなどにより、税金が高くなったものと思われます。



固定資産の所有者が死亡したのですが、どのような手続きが必要ですか？



登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合、その土地または家屋の現所有者（相続人等）は、自身が現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに「固定資産現所有者申告書」に必要書類（戸籍謄本・遺産分割協議書など）を添付し、市役所（資産税課）へ提出する必要があります。ただし、当該期間内に所有権移転の登記を行った場合には申告は不要です。



私の家は昭和40年に建築されたものですが、年々古くなっていくのに、評価額が下がりません。なぜでしょうか。



家屋の評価額は、評価替え年度毎に再建築価格（評価の時点でその家屋と同じものを新築するとした場合に必要とされる建築費）に、経年減点補正率（建築後の年数の経過によって生じる減価率）を乗じて求めます。物価水準による建築費等の増減が「再建築価格」に反映され、家屋の老朽化は「経年減点補正率」に反映されています。つまり、建設費等の上昇が激しい場合には、見かけ上古くなくてもその評価額が減少せず、かえって上昇することがあるのです。ただし、その家屋の評価額が前年度の評価額を超える場合は据え置きとなり、下回れば引き下げられます。このことから、古い家屋であっても物価水準の上昇が激しい場合には、固定資産税は必ずしも下がるということにはならないのです。

また、経年減点補正率は0.2が限度となっており、一定年数を経過した場合には0.2に据え置くこととされています。年数が経った古い家屋でも評価額は再建築価格の2割に据え置かれ、評価額がゼロになることはありません。



**固定資産税の評価替えが
3年毎に行われるのはなぜでしょうか。**



固定資産税は、固定資産の有する価値に着目し、その資産価値に応じて課税される税です。固定資産の価値、すなわち「適正な時価」を課税標準として課税されることから、本来であれば毎年度評価替えを行い、これによって得られる「適正な時価」により課税することが納税者間における税負担の公平化ということとなります。しかし、膨大な量の土地・家屋について毎年度評価を見直すことは、実務的に困難であること、また、据置期間を長期化することは、その価格が適正な時価を反映しないこととなることから、原則として3年間評価額を据え置く（3年毎に評価額を見直す。）こととしています。

したがって、評価替えは、この間における資産価値の変動を勘案して、評価額を適正な均衡のとれた時価に見直す作業であるといえます。

また、土地の地目変更、家屋の新增築または時価の下落などがあった場合は、その翌年度以降の評価額を修正します。



**私の家は令和7年12月から建て替え始め、令和8年4月に完成予定です。
令和8年度において住宅用地の特例は適用されますか？**



固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在の固定資産の状況により課税される税金ですが、既存の住宅に替わる住宅を建設中の土地については、前年の課税状況・所有者等の一定の条件を満たす場合、住宅用地として引き続き特例が適用されます。詳しくは市役所（資産税課）にお問い合わせください。



**登記簿に登録されていない家屋を相続しました。
どのような手続が必要ですか？**



未登記家屋の所有者を変更したときは、「納税義務者変更届」を、市役所（資産税課）にご提出ください。届出のあった翌年度から納税義務者を新所有者に変更します。

登記家屋の所有者を変更（所有権移転登記）したときは、地方税法の規定により、所有権変動について、登記所から市に通知がありますので、市は所有者が変更されたことがわかりますが、未登記家屋は上記届出がないと、所有者の変更が把握できません。

「納税義務者変更届」は伊丹市ホームページまたは市役所（資産税課）にあります。

軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車および小型特殊自動車にかかる税です。

◆ 納税義務者

毎年4月1日（賦課期日）現在、市内に主たる定置場がある原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車または小型特殊自動車を所有している人

◆ 税 率

原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車および小型特殊自動車

区 分		税 率
原動機付自転車	原付第1種（総排気量50cc以下または定格出力0.6kw以下。特定小型原動機付自転車を含む。ミニカーを除く。）	2,000円
	原付第1種（総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kw以下）	2,000円
	原付第2種乙（総排気量50cc超90cc以下または定格出力0.6kw超0.8kw以下）	2,000円
	原付第2種甲（総排気量90cc超125cc以下または定格出力0.8kw超1kw以下）	2,400円
	ミニカー（三輪以上で総排気量20cc超50cc以下または定格出力0.25kw超0.6kw以下）※	3,700円
二輪の軽自動車（総排気量125cc超250cc以下）		3,600円
二輪の小型自動車（総排気量250cc超。側車付のものを含む。）		6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円

※ 車室を備えず、かつ、輪距が0.5メートル以下の原動機付自転車および側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪の原動機付自転車は、原付第1種に含まれます。

軽四輪車等（三輪以上の軽自動車）

区 分			税 率				
			H27.3.31ま でに最初の新 規検査（※ 1） を受けた車両	H27.4.1以降に最初の新規検査を受けた車両		最初の新規検 査から13年を 経過した車両 （※ 3）	
				軽減なし （A）	グリーン化特例（軽課） （※ 2）		
					75%軽減		50%軽減
三輪			3,100円	3,900円	1,000円	2,000円 （営業用乗用車）	4,600円
四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	2,700円	対 象 外	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	1,000円		4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	1,300円		6,000円

※1 最初の新規検査とは、初めて車両番号の指定（ナンバープレートの交付）を受けたときの検査のことをいい、車検証の「初度検査年月」にその年月が記載されています。

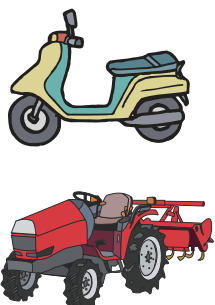
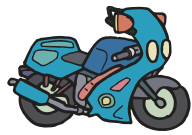
※2 令和10年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪以上の電気軽自動車、天然ガス軽自動車のうち一定の基準を満たすものは、グリーン化特例（軽課）によって取得年度の翌年度分の軽自動車税に限り、税率が軽減されます（税率は前ページの表のとおり）。

※3 税制においてグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、(A)の税率の概ね20%重課をする「経年車重課」が導入されています。

◆ 申告と納税

申 告

軽自動車等の取得や主たる定置場の変更等があった場合は15日以内に、また廃車や譲渡をした場合は30日以内に申告をする必要があります。

車 種	申告先												
原動機付自転車、 小型特殊自動車 	伊丹市役所 市民税課（電話072-784-8022） ※ 所有者以外が手続をされる場合は、所有者からの委任状と手続者の本人確認書類が必要です。 ※ 所有者が死亡されている場合は、下記に加え、相続人であることが確認できる書類（相続人が被相続人と同一世帯でない場合）が必要です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>申告事由</th><th>持参するもの</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>購 入</td><td>販売証明書、所有者の本人確認書類</td></tr> <tr> <td>転 入</td><td>廃車証明書、所有者の本人確認書類</td></tr> <tr> <td>譲 受 (名義変更)</td><td> ◆旧所有者が廃車済の場合 廃車証明書、新所有者の本人確認書類 ◆旧所有者が廃車していない場合 登録票、ナンバープレート、 新所有者の本人確認書類、 旧所有者からの委任状（P54）、または譲渡証明書 </td></tr> <tr> <td>転 出 譲 渡 廃 車</td><td>登録票、ナンバープレート、所有者の本人確認書類</td></tr> <tr> <td>盗 難</td><td>警察から発行を受けた盗難届受理証明書（盗難届受理番号がわかるもの）、所有者の本人確認書類</td></tr> </tbody> </table>	申告事由	持参するもの	購 入	販売証明書、所有者の本人確認書類	転 入	廃車証明書、所有者の本人確認書類	譲 受 (名義変更)	◆旧所有者が廃車済の場合 廃車証明書、新所有者の本人確認書類 ◆旧所有者が廃車していない場合 登録票、ナンバープレート、 新所有者の本人確認書類、 旧所有者からの委任状（P54）、または譲渡証明書	転 出 譲 渡 廃 車	登録票、ナンバープレート、所有者の本人確認書類	盗 難	警察から発行を受けた盗難届受理証明書（盗難届受理番号がわかるもの）、所有者の本人確認書類
申告事由	持参するもの												
購 入	販売証明書、所有者の本人確認書類												
転 入	廃車証明書、所有者の本人確認書類												
譲 受 (名義変更)	◆旧所有者が廃車済の場合 廃車証明書、新所有者の本人確認書類 ◆旧所有者が廃車していない場合 登録票、ナンバープレート、 新所有者の本人確認書類、 旧所有者からの委任状（P54）、または譲渡証明書												
転 出 譲 渡 廃 車	登録票、ナンバープレート、所有者の本人確認書類												
盗 難	警察から発行を受けた盗難届受理証明書（盗難届受理番号がわかるもの）、所有者の本人確認書類												
二輪の軽自動車・ 二輪の小型自動車 	神戸運輸監理部兵庫陸運部 （電話 050-5540-2066） 〒658-0024 神戸市東灘区魚崎浜町34-2												
三輪・四輪の 軽自動車 	軽自動車検査協会兵庫事務所 （電話 050-3816-1847） 〒658-0046 神戸市東灘区御影本町1-5-5												

納 税

市役所（市民税課）から送付する納付書または口座振替で5月末日までに納付してください。なお、自動車税（県税）と異なり、軽自動車税には月割課税制度はありません。

（参考）委任状は、委任するご本人が作成してください。
（指定の様式はありません）

委 任 状	
伊丹市長あて	年 月 日
《窓口に来られる方》	
住所	
私は、	を代理人と定め、
氏名	
☐ 原動機付自転車・小型特殊自動車の登録	
☐ 原動機付自転車・小型特殊自動車の廃車	
☐ その他()	
上記手続きに関する一切の権限を委任します。	
《委任者》	
住所	
電話番号	
氏名	※ ※本人が自署しない場合は、 記名押印してください。
(注)《窓口に来られる方》は、マイナンバーカードや運転免許証など、本人確認のできるものを持参ください。	



Q

① 令和8年5月に友人から50ccのバイクを譲り受けました。
他市のナンバープレートが付いているのですが、
名義変更の手続はどのようにしたらよいのでしょうか。

② 軽自動車税は、いつから私が納めることになるのでしょうか。

A

① 軽自動車等を取得した場合は、15日以内に名義変更の申告をする必要があります。申告先は車種によって異なりますが、50ccのバイクの場合は、市役所（市民税課）に申告してください（その他の車種の申告先はP53をご覧ください。）。

他市町村のナンバープレートが付いている場合は、まずは、ナンバープレートを発行している市町村で廃車申告をしてください。廃車申告後に、廃車証明書、新所有者の本人確認書類を持って市役所（市民税課）に申告してください（新所有者以外の方が申告手続をされる場合は、廃車証明書、新所有者からの委任状、手続者の本人確認書類が必要です。）。

なお、廃車申告がされていないバイクを伊丹市内の所有者から譲り受けた場合の名義変更の申告については、P53をご覧ください。

② 軽自動車税は、毎年4月1日（賦課期日）現在の軽自動車等の所有者に課税されます。あなたの場合は、4月2日以後に取得されましたので、令和9年度から課税されます。ただし、名義変更の申告がされていない場合、令和9年度以降も旧所有者に課税されますので、必ず申告をしてください。

Q

50ccのバイクが盗難にあったのですが、
軽自動車税はどうなるのでしょうか。

A

盗難にあった場合は、すぐに盗難にあった場所を管轄する警察に届け出て、警察から盗難届受理証明書の交付を受けてください。盗難届受理証明書、本人確認書類を持って市役所（市民税課）に申し出てください（所有者以外の方が手続をされる場合は、盗難届受理証明書、所有者からの委任状、手続者の本人確認書類が必要です。）。

申出がなかった場合、翌年度以降も課税されますのでご注意ください。

Q

バイク・軽自動車の所有者が亡くなりました。
手続はどうすればいいですか。

A

亡くなられた人にかかっていた税金は、相続された方が納付しなければなりません。また、そのまま使用される場合は所有者の名義変更の申告をしてください。廃車・譲渡される場合も申告が必要になります。

これらの手続は、車種によって申告先が異なりますのでP53をご覧ください。

市たばこ税

卸売販売業者等が市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこにかかる税です。

◆ 納税義務者

卸売販売業者等に課税されますが、小売定価には税金が含まれていますので、実際に税金を負担するのは、たばこを買った人です。

◆ 税額の計算方法

$$\text{市たばこ税額} = \text{売渡し本数} \times \text{税率(1,000本あたり)}$$

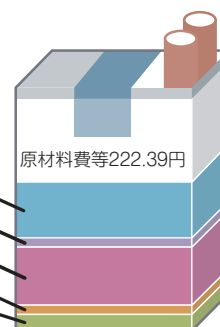
売渡し日	令和3年10月1日～
税率 (1,000本あたり)	6,552円

(参考) 1,000本当たりのたばこの税率 (令和8年4月1日時点)

	一般品
市たばこ税	6,552円
県たばこ税	1,070円
たばこ税 (国税)	6,802円
たばこ特別税 (国税)	820円
合 計	15,244円

一般品のたばこ1箱(20本入り
580円)に含まれる税金
(令和8年4月1日時点)

市たばこ税	131.04円
県たばこ税	21.40円
たばこ税 (国税)	136.04円
たばこ特別税 (国税)	16.40円
消費税・地方消費税	52.73円
計	357.61円



◆ 申告と納税

市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこについて、納付すべき税額を計算し、翌月末日までに市役所 (市民税課) に申告し、納付してください。

入 湯 税

入湯税は、鉱泉浴場（温泉施設）の利用に対してかかる税です。また、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備、観光振興の費用に充てるための目的税です。

◆ 納税義務者

鉱泉浴場（温泉施設）を利用する人

※ 次の人には入湯税は課税されません。

年齢が12歳未満の人

共同浴場または一般公衆浴場に入湯する人

◆ 税 率

宿泊を伴う場合

1人1日 150円

宿泊を伴わない場合

1人1日 75円

◆ 申告と納税

鉱泉浴場（温泉施設）の経営者が入湯客から特別徴収し、翌月15日までに、市役所（市民税課）に申告し、納入してください。

